注意事項（船員投票）

船員の選挙人で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者で、選挙期間中に職務等に従事するため投票日又は期日前に投票することができない場合は、

①指定港での不在者投票（総トン数５トン以上（漁船３０トン以上））

②船舶内での不在者投票（総トン数２０トン以上（漁船３０トン以上））

③洋上での不在者投票（※国政選挙のみ）

をすることができます。

　ここでは、上記②において、名簿登録地の下関市選挙管理委員会に船長（代理人）が請求するものを取り扱います。選挙人自ら請求する場合並びに①及び③は、個別にご相談ください。

手順は次のとおりですので、ご確認ください。

１　乗船している選挙人（下関市に選挙人名簿登録があるものに限る）は、船長に不在者投票したい旨を申し出ます。

２　船長は、下関市選挙管理委員会に別添の請求書に選挙人名簿登録証明書を

添付して投票用紙等必要書類の請求をします。また、２頁目以降は、「02\_

不在者投票請求書（船員投票）継紙」を使用してください。

　なお、選挙人名簿登録証明書をお持ちでない方又は有効期限が切れた方は、

別添の「03\_選挙人名簿登録証明書交付申請書（１人＆複数）（船員投票）」

に船員手帳の写しを添付して併せて申請をしてください。

３　下関市選挙管理委員会で請求の審査をした上で、請求をした船長に投票用

紙等必要書類を交付します。

４　船舶内の不在者投票管理者（船長）の管理の下で投票を行います。

**【重要】今回は複数の選挙が執行されるため、選挙の種別によって、不在者投票のできる期間が異なります。このため、複数選挙の投票用紙等を請求された場合、最も遅い交付可能日以降に一括して送付いたします。**

**なお、投票用紙等を請求しない選挙があれば、請求書にその旨を記載したメモ等を添付しご提出ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **選挙の種別** | **不在者投票ができる期間** | **投票用紙等交付日** |
| **山口県知事選挙** | **1/23（金）～2/7（土）** | **1/23（金）以降** |
| **衆議院小選挙区選出議員選挙**  **衆議院比例代表選出議員選挙** | **1/28（水）～2/7（土）** | **1/28（水）以降** |
| **最高裁判所裁判官国民審査** | **2/1（日）～2/7（土）** | **2/1（日）以降** |